

魚津市スポーツ施設業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、魚津市スポーツ施設（以下「施設」という。）の管理運営の基本的な水準を定めたものである。

指定管理者には、蓄積された管理能力及びノウハウを活用したサービス水準及び利用者の増加等費用対効果の向上を期待するものである。

事業計画の提案にあっては、本仕様書の内容を満たした上で自由に事業計画を立てられるものとする。

2 対象施設

指定管理の対象施設は、募集要項「1 施設の概要」のとおりであるが、本仕様書では、次のとおり表記する場合がある。

施設の名称	本仕様書における表記	備 考
魚津テクノスポーツドーム	ありそドーム	
室内温水プール	とびＵＯ！プール	
魚津市弓道場	弓道場	総称して「市営体育施設」と表記する場合がある。
市営吉田グラウンド	吉田グラウンド	
魚津市天神山野球場	天神山野球場	
魚津桃山運動公園	桃山運動公園	

3 関係法令等の遵守

施設の運営にあたっては、次に掲げる法令等の内容を理解し、遵守すること。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (3) 魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年魚津市条例第25号）
- (4) 魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年魚津市規則第20号）
- (5) 魚津市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年魚津市教育委員会規則第8号）
- (6) 魚津テクノスポーツセンター条例（平成9年魚津市条例第34号）【R8. 4. 1改正あり】
- (7) 魚津テクノスポーツセンター条例施行規則（平成10年魚津市規則第1号）【R8. 4. 1改正あり】
- (8) 魚津市営体育施設条例（昭和33年魚津市条例第15号）
- (9) 魚津市営体育施設条例施行規則（昭和50年魚津市教育委員会規則第4号）
- (10) 魚津市都市公園条例（昭和46年魚津市条例第18号）
- (11) 魚津市都市公園条例施行規則（昭和56年魚津市規則第12号）
- (12) 魚津市物品管理規則（平成29年魚津市規則第6号）
- (13) 魚津市情報公開条例（平成16年魚津市条例第7号）

- (14) 魚津市教育委員会が管理する行政文書の開示に関する規則（平成17年魚津市教育委員会規則第3号）
- (15) 魚津市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）
- (16) 魚津市行政手続条例（平成8年条例第24号）
- (17) その他関係法令等

4 基本方針

施設の設置目的や効用を最大限に発揮できるよう、施設の円滑な運営と適切な維持管理を行うことを基本方針とする。

(1) 基本的な考え方

施設の管理を行うにあたり、関係法令等を遵守するとともに、効果的・効率的な運営及び安全で快適な施設環境を維持しなければならない。また、併せて次の事項を遵守しなければならない。

- ア 市民のスポーツ活動を推進するための公共施設としての運営に努めること。
- イ ありそドームについては、スポーツのみならず産業の発展と文化の振興を図る施設であることに留意すること。
- ウ 公の施設として、公平かつ平等な施設提供に徹すること。
- エ 個人情報とは適正に取り扱うとともに、その保護には十分な注意を払うこと。
- オ 魚津市及び魚津市教育委員会（以下「委員会」という。）の事業等に関しては、優位性を認めること。
- カ 管理運営に係る規定等を制定する場合は、委員会と協議を行うこと。
- キ 利用者の立場に立った運営に努め、その意見や要望を尊重すること。

(2) 管理体制

- ア 管理業務を遂行できるように人員を配置すること。また、勤務体制には、施設の管理運営に支障がないよう配慮すること。
- イ 総括責任者（常勤）を1名配置するとともに、ありそドーム、市営体育施設及び桃山運動公園にそれぞれ施設責任者（常勤）を1名ずつ配置すること。
- ウ 総括責任者と施設責任者は兼ねることができること。
- エ 施設職員の資質を高めるための研修計画を提案し、これに基づいた研修を確実に実施して管理運営に必要な知識（資質の向上）及び技術の習得（資格取得等）に努めること。
- オ 災害時及び緊急時に備えたマニュアルを作成し、施設職員にその対応等の研修や指導を行うこと。
- カ 施設の一部を必要な範囲で管理事務所として使用することができること。

(3) 資格及び資格保有者の配置

- ア 防火管理者
- イ その他必要な資格を有する者

5 運営に関する業務水準

(1) 休業等の日及び開館等の時間

施設の「休業等の日」及び「開館等の時間」は、ありそドーム及びとびうO！プールにあっては、魚津テクノスポーツセンター条例及び同施行規則、市営体育施設にあっては、魚津市営体育施設条例

及び同施行規則、桃山運動公園にあっては、魚津市都市公園条例及び同施行規則（以下これらを「関係条例等」という。）に規定するとおりとする。

指定管理者は、委員会の承認を得て、これを変更することができるものとする。また、保守点検等施設の安全を確保するために必要な事項を施すための臨時休業等を要する場合についても、あらかじめ委員会の承認を得て定めることができるものとする。

ア ありそドーム

区分	休業等の日		開館等の時間
全館	毎週火曜日 （祝日にあたる 場合はその翌営業日）	（年末年始） 12月29日～1月 3日	午前8時30分～午後9時

イ とびUO! プール

区分	休業等の日		開館等の時間
全館	毎週火曜日 （祝日にあたる 場合はその翌営業日）	（年末年始） 12月29日～1月 3日	（火～土曜日） 午後2時～午後8時 （日曜日及び休日） 午前10時～午後5時

ウ 市営体育施設

区分	休業等の日		開館等の時間
弓道場	毎週火曜日 （祝日にあたる 場合はその翌営業日）	（年末年始） 12月29日～1月 3日	午前9時～午後9時
吉田グラウンド			午前8時～午後9時
天神山野球場			午前8時～午後9時30分

エ 桃山運動公園

区分	休業等の日		開館等の時間
野球場 テニスコート	毎週火曜日 （祝日にあたる 場合はその翌営業日）	（年末年始） 12月29日～1月 3日	（4月1日～10月31日） 午前9時～午後9時 （11月1日～3月31日） 午前9時～午後5時
陸上競技場 運動広場 調整池グラウンド			（5月1日～9月30日） 午前9時～午後7時 （10月1日～4月30日） 午前9時～午後5時
屋内グラウンド			（4月1日～12月28日） 午前9時～午後9時 （1月4日～3月31日）

			午前9時～午後5時
--	--	--	-----------

(2) 利用料金

ア 利用料金の設定

関係条例等に規定する金額（別表1）を限度として、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

イ 利用料金の収受

施設の利用料金は、指定管理者の収入として収受するものとする。

ウ 指定期間の終了に伴う利用料金の取扱い

施設の利用日が属する年度における指定管理者の収入とするものとする。ただし、定期券及び回数券は、購入日が属する年度における指定管理者の収入とするものとする。

(3) 利用の承認等

指定管理者は、関係条例等に基づき、施設の利用の承認及び取消並びに減免（別表2）に関する業務を適切に行うものとする。

(4) 利用者への対応

利用者の立場に立った運営を行い、常にサービスの向上に努めるものとする。

ア 受付・電話等の対応

イ 施設の利用案内及び視察の対応

ウ 安全管理の徹底

エ 相談、要望、苦情等の適切な対応

(5) 備品管理に関する業務

施設に備えた現在の備品（別添「備品リスト」参照）については、指定管理者に無償貸与する。

ア 魚津市物品管理規則に基づく適正な管理

イ 経年劣化による修理、廃棄に関する協議及びその対応

3 施設の維持管理に関する業務水準

指定管理者は、各種の管理業務及び保守・点検業務等を適切に行うことにより、施設を常に良好な状態に維持管理する（業務の一部については再委託可能）。

(1) 維持管理に関し、主となる業務

ア 保守・点検業務

イ 修繕業務

ウ 清掃業務

(2) 施設における各種維持管理業務の水準

業務方針及び具体的な業務実施等については、次のとおり各施設の維持管理業務の実績又は想定（各業務の仕様は、別添「魚津市スポーツ施設設備等保守仕様書」のとおりに示す。これを参考として応募者が自らの方法で実施することを事業計画書の中で提案することができる。

ただし、過去の実施方法とは別の手法・回数等で実施する場合には、施設を良好な状態に保つためにどのような配慮をしての提案であるかを具体的に示すこと。

ア ありそドーム

- (ア) トレーニング室運営業務
- (イ) 自家用電気工作物保安業務
- (ウ) 警備業務
- (エ) 清掃業務
- (オ) 高所ガラス清掃業務
- (カ) 消防設備保守管理業務
- (キ) 空調設備保守管理業務
- (ク) 電気温水ボイラー保守点検業務
- (ケ) 音響設備保守点検業務
- (コ) エレベーター保守点検業務
- (サ) 電動式ベンチタイプ移動観覧席保守点検業務
- (シ) 電動ブラインド保守点検業務
- (ス) 樹木管理業務
- (セ) 除草業務
- (ソ) アリーナ養生用シート洗浄業務

イ とびUO！プール

- (ア) 受付業務
- (イ) 自家用電気工作物保安業務
- (ウ) 警備業務
- (エ) 清掃業務
- (オ) 高所ガラス清掃業務
- (カ) 機械設備保守点検業務（消防設備を含む。）
- (キ) 水質検査業務

ウ 弓道場及び吉田グラウンド

- (ア) 樹木管理及び吉田グラウンド草刈業務
- (イ) 桜木薬剤散布業務

エ 天神山野球場

- (ア) グラウンド維持管理業務
- (イ) 自家用電気工作物保守管理業務
- (ウ) 除草、側溝汚泥除去
- (エ) トイレ等清掃業務

オ 桃山運動公園（果樹園除く。）

- (ア) 公園内整備業務
- (イ) 浄化槽合併処理施設維持管理業務
- (ウ) 高置水槽及び受水槽等清掃業務
- (エ) 自家用電気工作物保安業務
- (オ) 消防用設備保守点検業務
- (カ) 除草業務
- (キ) 警備業務

- (ク) 野球場スコアボード保守点検業務
- (ケ) 芝地維持管理業務
- (コ) 陸上競技場ウレタン洗浄業務
- (サ) 陸上競技場電子機器保守点検業務
- (シ) 日常清掃業務
- (ス) 受付業務
- (セ) 大型遊具保守点検業務
- (ソ) 全国植樹祭お手植え木定植施設維持管理業務

注意：陸上競技場は、日本陸上競技連盟第2種公認競技場として基準に適合するよう施設及び設備の維持管理に努めること。

(3) 施設の修繕

- ア 修繕料は、年度協定で定める額を指定管理料に含むものとし、年度終了後に精算するものとする。精算の結果、残額を生じた場合は、募集要項「5（3） 指定管理料の精算」のとおり市が指定する日まで返還すること。
- イ 1件の修繕に要する費用が30万円未満の場合にあっては、指定管理者が負担することとし、30万円以上の場合にあっては、市及び指定管理者が協議した上で負担者を定めるものとする。
- ウ 災害により発生した被害については、速やかに市へ報告すること。

(4) 除雪業務

冬季の利用に支障がないよう、施設、駐車場及び隣接歩道の除雪を行うこと。

6 自主事業に関する業務水準

(1) 自主事業の運営

- ア 自主事業の企画・運営
- イ 参加者及び来場者の安全管理
- ウ モニタリング（アンケート）の実施・分析

(2) 自主事業を開催するにあたっての留意事項

- ア 委員会の承認を得て実施すること。
- イ 自主事業は、公序良俗に反しないものであること。
- ウ 本事業報告等とは別に、自主事業の内容等がわかる計画及び実績・予算及び決算等について委員会に報告すること。

7 その他の業務

(1) 利用統計（日報、月報、四半期報告）報告

施設利用者数、収入状況等の集計・分析を委員会へ報告すること。

(2) 事業計画書及び収支計画書の提出

翌年度における事業計画書及び収支計画書について、事前に委員会と協議し、年度末までに提出しなければならない。

(3) 事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務にかかる事業報告書を作成し、翌年度の4月末までに委員会へ提出

しなければならない。

(4) 指定期間終了後にあたる引継業務

指定管理者は、その指定期間終了時に、次期の指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。

8 リスク分担

管理運営業務に関する責任分担の基本的な考え方は、次のとおりとします。その他必要な事項については協定で定めることとします。

リスクの種類	内容	負担区分	
		委員会	指定管理者
物価変動	指定後のインフレ、デフレ		○
金利変動	指定後の金利の変動		○
法令等の変更	指定管理者自身に影響を及ぼすもの（一般的税制度の変更等）		○
	施設の管理運営業務に影響を及ぼすもの	協議事項	
経費の増大	委員会の指示に基づく業務内容の変更等	○	
	委員会以外の要因によるもの		○
需要の変動 （利用者減、収入減）	委員会の指示に基づく施設機能の廃止等によるもの	○	
	委員会以外の要因によるもの		○
不可抗力 ※1	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
	長期間の使用停止にかかるリスク	協議事項	
協定の不履行	指定管理者の都合によるもの		○
	委員会の都合によるもの	○	
第三者への損害賠償 ※2	施設、設備等の不備による事故	協議事項	
	管理上の瑕疵による事故		○
施設、設備、備品等の修繕 ※3	施設の改造、増築、移設に係るもの	○	
	30万円（消費税及び地方消費税含む。）未満の修繕		○
	30万円（消費税及び地方消費税含む。）以上の修繕	（その都度協議）	
	備品の取替（廃棄、新規購入） ※3	協議事項	
	指定管理者が故意又は過失により損傷させたもの		○
	修繕等による長期間の使用停止にかかるリスク	協議事項	
セキュリティ	警備等不備による情報漏えい、犯罪発生		○
自主事業によるもの	指定管理者が企画実施するイベント等に係るもの		○
要望、苦情等への対応	指定管理者が適切に執行すべき業務に関するもの		○
	上記以外	協議事項	
事業終了時に係	指定管理業務期間の終了、期間途中における業務		○

る費用	停止した場合等の撤収費用		
-----	--------------	--	--

(1) 自然災害（地震、台風等）等の不可抗力への対応

- ア 施設、設備が復旧困難な被害を受けた場合は、業務の停止を命ずる。
- イ 復旧可能な場合は、その復旧に要する経費は、委員会と指定管理者が協議する。
- ウ 災害発生時には、災害対応のために業務の一部又は全部の停止を命ずることがある。
- エ 施設を避難所等として使用する際には、避難所等の管理・運営に協力すること。

(2) 損害賠償への対応

- ア 管理上の瑕疵による事故に対応するため、リスクに応じた施設賠償責任保険に加入すること。
- イ 被害が最小限となるよう迅速かつ最善の対応をとるとともに、直ちに市に報告しなければならない。
- ウ 委員会が賠償した場合、指定管理者に故意又は重大な過失があるときは、指定管理者に求償する場合がある。

(3) 備品の購入

- ア 備品は、原則として委員会が購入する。
- イ 事業計画書の策定において、応募団体が設置を計画し指定管理料に計上、購入した備品は、その所有は委員会に帰属する。
- ウ 指定管理者が自らにおいて新しく備品を購入・設置することも可能である（所有は指定管理者に帰属し、市の備品等と区別できるよう管理する）。

9 その他留意事項

(1) 記録等の作成及び保存

- ア 管理運営及び計理状況に関する帳簿類は常に整理し、委員会からこれらに関する報告又は実地調査を求められた場合には、迅速かつ誠実に対応すること。
- イ 指定管理者が指定管理業務の実施に際して作成した文書その他帳簿書類は、指定期間中、適切に保管・管理すること。

(2) 魚津市又は委員会からの要請への協力

- ア 施設の管理運営及び現状等に関する調査又は作業の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。
- イ その他、魚津市又は委員会が実施する事業（例：緊急安全点検、防災訓練、行催事イベント、要人案内、当該公園の管理に関する会議、監査・検査等）への参加・支援・協力・実施について、積極的かつ主体的に行うこと。

(3) 第三者への包括的委任

指定管理者は、第三者に対し受託業務の一部については委託することはできる。

(4) 個人情報の保護

指定管理者は業務上知り得た個人情報を目的外に使用し、又は第三者へ漏らしてはならない。

また、個人情報の保管についても適正な管理を行い、漏洩、紛失、棄損等がないよう必要な措置を講じなければならない。

(5) 守秘義務の遵守

指定管理者は、業務上知り得た秘密について第三者へ漏らしてはならない。

(6) 情報公開

文書の開示等情報公開については、魚津市情報公開条例の規定により取り扱うこと。

(7) 行政手続条例の適用

施設利用の許認可等の処分を行う場合、魚津市行政手続条例が適用され、指定管理者はその範囲において行政庁として行政手続条例に規定する責務を負う。

別表1 条例で定める利用料金

1 ありそドーム及びとびＵＯ！プール（魚津テクノスポーツセンター条例から抜粋）

別表（第13条関係）

1 専用利用料金

(1) 魚津テクノスポーツドーム

ア スポーツに利用する場合

区分				基本料金 (3時間まで) (円)	以降1時間ごと (円)	超過時間 (1時間につき) (円)
ア リ ーナ	アマチュア以外の スポーツに利用す る場合	入場料1,000円以下		144,000	48,000	72,000
		入場料1,001円以上		240,000	80,000	120,000
		準備及び撤去（全 面）		36,000	12,000	18,000
	アマチュアのスポ ーツ等に利用する 場合	入場料1,000円以下		12,000	4,000	6,000
		入場料1,001円以上		36,000	12,000	18,000
		準備及び撤去（全 面）		6,000	2,000	3,000
		練習	1／3面	2,000	700	1,000
			2／3面	4,000	1,400	2,000
産業展示ホール（練習）				2,000	700	1,000

イ 産業展示等を利用する場合

区分			基本料金 (3時間まで) (円)	以降1時間ごと (円)	超過時間 (1時間につき) (円)
ア リ ーナ	入場料1,000円以下		144,000	48,000	72,000
	入場料1,001円以上		240,000	80,000	120,000
	準備及び撤去		36,000	12,000	18,000
産 業 展 示 ホ ー ル	全面（入場料1,000円以下）		48,000	16,000	24,000
	全面（入場料1,001円以上）		96,000	32,000	48,000
	2／3面		32,000	10,700	16,000
	1／2面		24,000	8,000	12,000
	準備及び撤去		12,000	4,000	6,000

ウ 部屋利用

区分		基本料金 (3時間まで) (円)	以降1時間ごと (円)	超過時間 (1時間につき) (円)
研修室	催事利用	16,500	5,500	8,250
	併用利用	3,300	1,100	1,650

	単独利用	6,600	2,200	3,300
主催者室 1・2	催事利用	9,000	3,000	4,500
	併用利用	1,800	600	900
	単独利用	3,600	1,200	1,800

エ 第2トレーニング室・屋外展示場及び駐車場

区分	利用時間区分による金額
第2トレーニング室	1時間 10,000円
屋外展示場及び駐車場	1時間につき10平方メートル当たり 15円

オ 地場産品常設展示場・喫茶室

区分	利用期間区分による金額
地場産品常設展示場	1ブース 年額 25,900円
喫茶室	年額 388,800円

備考

- 1 利用料金は、消費税及び地方消費税を含む金額をいう。
- 2 「超過時間」とは、利用時間以外の時間のうち、指定管理者の承認を受けた時間をいう。
- 3 「準備及び撤去」とは、開催日以外の日に準備、撤去の為に専用利用する場合をいう。
- 4 利用時間1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 5 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。
- 6 屋外展示場及び駐車場の利用料金（駐車以外の目的に限る。）については、アリーナ又は産業展示ホールと一体的に利用する場合は適用しない。
- 7 「産業展示ホール（練習）」とは、アリーナをスポーツに利用する場合の補助施設として産業展示ホールを利用する場合をいう。
- 8 「催事利用」とは、営利目的で利用する場合を、「併用利用」とは、アリーナ又は産業展示ホールと同時に利用する場合を、「単独利用」とは、催事利用及び併用利用以外の利用をいう。
- 9 地場産品常設展示場・喫茶室の利用料金は、会計年度ごとに算出するものとし、当該年度における利用の期間が1年未満であるときは月割をもって計算する。なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 10 地場産品常設展示場・喫茶室の利用に際し、特別に電気又は水道を使用する場合は、その実費相当額を徴収する。

(2) 室内温水プール

区分		金額	
		1時間につき（円）	超過時間 （1時間につき）（円）
全館	有料	16,000	—
	無料	8,000	—
25メートルプール	有料	12,800	19,200
	無料	6,400	9,600
小プール	有料	3,200	4,800

	無料	1,600	2,400
--	----	-------	-------

備考

- 「有料」とは大会、試合等において入場料等を徴収する場合をいい、「無料」とは大会、試合等において入場料等を徴収しない場合をいう。
- 利用時間1時間未満の端数は、1時間として計算とする。
- 「超過時間」とは、第8条に定める開館時間以外の利用に適用し、1時間未満は1時間とする。
- 準備又は撤去のためにプールを利用する場合の額は、通常の30パーセントに相当する額とする。
- 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。

2 専用以外の利用料金

区分			単位	金額（円）				
				1回券	11回券	3か月券	6か月券	12か月券
魚津テクノスポーツドーム	アリーナ	一般	2時間	300	3,000	—	—	—
		児童・生徒	2時間	100	1,000	—	—	—
	ランニングコース	一般	1回	150	1,500	—	—	—
		児童・生徒	1回	50	500	—	—	—
	第1トレーニング室	一般	2時間	500	5,000	12,000	20,000	36,000
		生徒	2時間	210	2,100	4,500	—	—
	体力測定	個人	一般	1回	600	—	—	—
			生徒	1回	210	—	—	—
		団体	一般	1回	500	—	—	—
			生徒	1回	190	—	—	—
室内温水プール	一般	2時間	500	5,000	12,000	20,000	36,000	
	児童・生徒	2時間	200	2,000	4,800	8,000	14,400	
第1トレーニング室・室内温水プール共通利用	一般	各2時間	800	—	19,200	32,000	57,600	
	生徒	各2時間	320	—	7,400	—	—	

備考

- 「児童」とは小学校の児童を、「生徒」とは中学校及び高等学校並びに高等専門学校の生徒をいう。
- 「団体」とは、20人以上の団体をいう。
- 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。
- ランニングコースの料金は、スポーツを目的としてアリーナ又は第1トレーニング室の利用料金を納付した者から徴収しない。
- 3か月券、6か月券及び12か月券は、それぞれ該当する期間内において、第1トレーニング室又は室内温水プールを1日1回（2時間）利用することができる。
- 11回券の有効期限は、発行の日から2年間とする。

3 附属設備利用料金

区分	単位	金額
----	----	----

					(円)
魚津テクノスポーツドーム	アリーナ	照明設備	1,500ルクス以上	1時間	3,000
			800ルクス以上	1時間	1,500
		大型電光得点表示装置	1面1系統	1組1日	4,000
			1面増すごと	1日	2,000
			公式競技用附属設備	1組1日	2,000
		簡易電光得点表示装置		1組1日	500
		冷暖房設備		1時間	5,000
		バレーボール用仮設コート		1式1日	15,000
		音響設備セット（マイク2本まで）		1式1回	5,000
	産業展示ホール	冷暖房設備		1時間	1,500
		音響設備セット（マイク2本まで）		1式1回	3,500
	研修室	VTRプロジェクター		1式1回	1,000
		音響設備セット（マイク2本まで）		1式1回	1,000
	音響備品	移動音響卓（マイク2本まで）		1式1回	3,500
		自立式スピーカー		1式1回	1,000
		小型拡声装置		1式1回	1,000
		小型拡声装置（CDデッキ付）		1式1回	1,500
		追加マイク1本		1回	500
	ステージ備品	移動ステージ		1式1回	15,000
		折りたたみ演台		1台1日	1,000
	スポーツ備品	ラケット（卓球ラケットを除く。）		1回	150
		ゲームベスト（5枚組）		1組1回	150
	その他	テント		1張1日	2,000

備考

- 1 照明設備及び冷暖房設備の利用料金は、当該施設を専用利用した場合に限り徴収する。
- 2 特別の設備を持ち込んで電気、水道を利用した場合には、その実費相当額を徴収する。
- 3 附属設備の設置に関しては、利用者の負担において行うものとする。
- 4 利用時間1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 5 単位1回で額を定める設備については、4時間までをそれぞれ1回として算定する。ただし、個人の場合は2時間を1回とする。
- 6 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。
- 7 「1日」とは、午前8時30分から午後9時までをいう。

2 弓道場、吉田グラウンド及び天神山野球場（魚津市営体育施設条例から抜粋）

別表第1（第10条関係）

1 魚津市弓道場利用料金

区分	単位	金額
----	----	----

一般	1人1回2時間	150円
児童、生徒	1人1回2時間	20円

備考 「児童」とは小学校の児童を、「生徒」とは中学校及び高等学校（高等専門学校を含む。）の生徒をいう。

2 市営吉田グラウンド利用料金

区分		金額			
専用		8時から12時まで	12時から18時まで	18時から21時まで	延長時間1時間につき
		2,000円	3,000円	2,000円	600円
個人	一般	1人1日（8時～21時） 150円			
	児童、生徒	1人1日（8時～21時） 30円			

備考

- 1 この表において「延長時間」とは、指定管理者の承認を受けて利用の延長が認められた時間をいい、1時間未満の延長時間は1時間とする。
- 2 「個人」の区分は、専用以外の利用をいう。
- 3 「児童」とは小学校の児童を、「生徒」とは中学校及び高等学校（高等専門学校を含む。）の生徒をいう。

3 魚津市天神山野球場利用料金

区分	金額		
	8時から12時まで	12時から18時まで	18時から21時30分まで
全面	1,600円	2,400円	1,200円
半面	800円	1,200円	600円

備考 照明施設を利用する場合の利用料金は、全面使用にあつては2時間につき4,800円を、半面使用にあつては2時間につき2,400円を加算した額とする。この場合において、2時間未満の照明施設の利用は、2時間として算定する。

3 桃山運動公園（魚津市都市公園条例から抜粋）

別表第4（第11条関係）

2 魚津桃山運動公園施設利用料

有料公園施設名	区分				単位	金額
桃山野球場	アマチュアスポーツに使用する場合	一般	試合	有料の場合	1日	26,700円
					延長1時間	4,500円
				無料の場合	1日	10,000円
		1時間	1,700円			
		練習(1チームで行う場合のみ)			1時間	1,000円
		学生、生徒及び	試合	有料の場合	1日	8,800円
	延長1時間				1,470円	

	児童		無料の場合	1 日	3,300円				
				1 時間	560円				
				練習(1 チームで行う場合のみ)	1 時間	320円			
	アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	1 日の税込み入場料の5 パーセントに相当する金額(当該金額が170,000円に満たないときは、170,000円とする。)							
	会議室		野球場との一体利用以外で利用 する場合	3 時間まで	800円				
				延長 1 時間	300円				
	附属施設	アマチュアスポーツに使用する 場合	有 料 の 場 合	照明全灯	1 時間	13,000円			
				照明 1 / 2 灯	1 時間	6,500円			
				放送及びスコアボード	1 試合	1,800円			
			無 料 の 場 合	照明全灯	1 時間	10,000円			
				照明 1 / 2 灯	1 時間	5,000円			
				放送及びスコアボード	1 試合	1,700円			
			アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	照明全灯		1 時間	100,600円		
				照明 1 / 2 灯		1 時間	50,300円		
				放送及びスコアボード		1 試合	10,900円		
			桃山陸上競技場	アマチュアスポーツに使用する 場合	専用利用	有料の場合		1 日	110,000円
								延長 1 時間	15,700円
無 料 の 場 合	大会					1 日	16,500円		
						午前	9,000円		
						午後	9,000円		
						延長 1 時間	1,800円		
						練習	1 日	12,000円	
							午前	6,600円	
午後	6,600円								
延長 1 時間	1,800円								
個人利用	一般					1 人につき 2	200円		
	学生、生徒及び児童					時間	50円		
アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	1 日の税込み入場料の5 パーセントに相当する金額(当該金額が165,000円に満たないときは、165,000円とする。)								
会議室		陸上競技場との一体利用以外で 利用する場合				3 時間まで	800円		
					延長 1 時間	300円			

	附属施設	写真判定機	1 式 1 回	2,200円	
桃山運動広 場	アマチュアスポーツに使用する場合		1 日	8,250円	
			午前	4,950円	
			午後	4,950円	
			延長 1 時間	1,250円	
	アマチュアスポーツ以外に使用する場合	1 日の税込み入場料の 5 パーセントに相当する金額(当該金額が49,500円に満たないときは、49,500円とする。)			
桃山テニス コート	1 コート	一般	練習	1 時間	600円
			大会	1 日	3,600円
				延長 1 時間	600円
		学生、生徒及び児童	練習	1 時間	210円
			大会	1 日	1,250円
				延長 1 時間	210円
	附属施設	照明	1 時間	520円	
	運動器具	テニスラケット	1 本・1 回	200円	
桃山屋内グ ラウンド	全面使用	一般	1 時間	1,600円	
		学生、生徒及び児童	1 時間	520円	
	全面の 1 / 2 使用	一般	1 時間	800円	
		学生、生徒及び児童	1 時間	260円	
	照明設備	全面使用	1 時間	1,600円	
		全面の 1 / 2 使用	1 時間	800円	
	運動器具	テニスラケット	1 本・1 回	200円	
桃山調整池 グラウンド	試合	1 日	1,600円		
		4 時間以内	800円		
	練習	1 日	800円		
		4 時間以内	400円		

備考 桃山運動公園施設利用料金の額の算出に当たっては、次に定めるところによる。

- 1 「有料」とは大会又は試合において入場料を徴収する場合を、「無料」とは入場料を徴収しない場合をいう。
- 2 「1 日」とは午前 9 時から午後 5 時までを、「午前」とは午前 9 時から午後 1 時までを、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までをいう。
- 3 前号に規定する時間以外の時間に指定管理者の承認を受けて利用する場合の当該時間に係る利用料金は、1 時間につき 1 時間当たりの額に 2 割を加算した額とする。ただし、1 時間当たりの利用料金の定めのない場合は、延長 1 時間当たりの額に 2 割を加算した額とする。
- 4 前号の規定により算定した金額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 5 利用時間が単位に満たない場合又は単位未満の端数がある場合は、当該単位まで切り上げる。
- 6 利用時間を短縮した場合においても、利用料金は減額しない。

別表2 減免基準

1 ありそドーム及びプール（魚津テクノスポーツセンター条例から抜粋）

（利用料金の減免）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより、別表の専用利用料金に限り減免することができる。ただし、第2号においては、土曜日、日曜日及び休日を除くものとする。

- （1） 市又は教育委員会が主催する行事の場合 5割
- （2） 市内の学校、保育所、認定こども園、魚津市スポーツ少年団又はその加盟団体等が利用する場合 5割
- （3） 国又は県が主催する行事の場合 3割
- （4） 市又は市教育委員会が共催する行事の場合 2割
- （5） 市又は市教育委員会が後援する行事の場合 1割

2 弓道場、吉田グラウンド及び天神山野球場（魚津市営体育施設条例から抜粋）

別表第2（第11条関係）

利用料金減免の範囲及び割合

利用料金減免の範囲	利用料金減免の割合
市又は市教育委員会が主催する行事	5割
市内の学校、保育所、認定こども園等が行う行事	5割
市教育委員会が公認するアマチュアスポーツ団体が主催するアマチュアスポーツ行事	5割
県が主催する行事	3割
市又は市教育委員会が共催する行事	2割
市又は市教育委員会が後援する行事	1割

備考

- 1 主催、共催又は後援が単なる名義上のものは減免しない。
- 2 営利を目的とするものは減免しない。

3 桃山運動公園（魚津市都市公園条例から抜粋）

別表第5（第22条関係）

使用料等減免の対象	減免の割合
市又は市教育委員会が主催する行事	5割
市内の学校、保育所、認定こども園等が行う行事	5割
国又は県が主催する行事	3割
市又は市教育委員会が共催する行事	2割
市又は市教育委員会が後援する行事	1割

備考 営利を目的とするものは減免しない。